

平成24年度第4回和泉市市民活動支援制度判定会会議録

会 議 録

会議の名称	平成24年度第4回和泉市市民活動支援制度判定会
開催日時	平成25年1月24日(木) 午前9時00分から午前11時00分まで
開催場所	和泉市役所3号館1階 102号室
出席者	黒田委員長、水谷副委員長、湯川委員、笠井委員、藤原委員、事務局(北野公民協働推進室参事、田中公民協働推進室総括主査、澤田公民協働推進室主事)
会議の議題	1.平成24年度事業申請団体の実績報告にかかる審査 2.平成25年度事業申請にかかる審査
会議録の作成方法	全文記録 要点記録
記録内容の確認方法	会議の議長の確認を得ている 出席した構成員全員の確認を得ている その他()
その他の必要事項(会議の公開・非公開、傍聴人数等)	傍聴者 0人
審 議 内 容 (発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等)	
別 紙 の と お り	

<p>会議の要旨</p>	<p>(事務局) ただいまから平成24年度第4回和泉市市民活動支援制度判定会を開催させていただきます。</p> <p>机上配布資料の確認をさせていただきます。はつが野街づくり推進委員会の実績報告の写真。市民活動支援事業の要綱と和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則第5条 公募による委員の選任の抜粋。平成23年度と平成24年度の市民からの選択届出の概要をとりまとめたもの。ちよいず説明会&交流会のちらし。ちよいず制度のPR用ちらし。広報いずみ2月号と同時配布するちよいず制度の冊子、届出書、封筒、外袋一式である。</p> <p>次に送付済資料の確認だが、判定会の次第、平成24年度ちよいず事業の一覧。今回の実績報告の審査となる団体の交付申請時の資料と実績報告の資料一式。今回の実績報告のあった団体の概要をとりまとめた決算書資料。本日の判定会の実績報告書類提出団体の資料。ちよいずのあり方整理、改正検討資料である。</p> <p>本日の判定会の流れを説明させていただきます。次第1、会長からあいさつをいただいた後、次第2、今回実績報告のあった6団体について事務局より説明、書類審査を経て判定させていただきます。次第3、制度に関する検討として事務局より説明をさせていただきます後、意見をいただきたい。制度に関する検討についてはこの場で何かを決定していくというのではなく、今後の検討材料として、委員の方の専門的見地から意見をいただき、事務局として今後の参考にさせていただきたいというものであるので、よろしく願いしたい。</p> <p>以上が本日の判定会の流れである。それでは、会長よろしく願います。</p> <p>(会長) 実績報告に関して事務局から説明していただき、確認をしていきたい。制度に関する検討の方は、これまでに検討課題として挙がってきたものを事務局でまとめていただいているので、その内容について意見を伺う。それを参考に事務局の方で再度検討していただくという形で進めていきたい。</p> <p>それでは、次第2の平成24年度の実績報告にかかる審査を行う。6団体、一括で事務局の方から説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 6団体の決算書等について、説明させていただきます。</p> <p>団体番号7 鶴山台一丁目お祭り実行委員会。地域の世代交代が進む中、地域及びその周辺に住む人達の親睦及び子ども達からお年寄りまでの各世代が世代間交流を図るとともに、災害時に対応できる防災コミュニティネットワークの形成に資することを目的としている。同団体より提出のあった事業報告書をもとに事業内容を確認したところ、11月3日に鶴山台3号公園にて世代間交流を図るため地元の信太中学校吹奏学部による演奏や</p>
--------------	---

地域サークルなどによるステージ発表、地域住民による模擬店の出店、また、メインテーマに「地域防災」を掲げ、非常食の試食や配布、救命の実演を行うなど、事業内容については概ね事業計画どおりであり、特に問題はないように思われる。

続いて、収支決算について報告させていただく。収入の部であるが、当初提出のあった、予算書の収入400,000円に対し、決算書では、439,529円となっており、39,529円の収入増となっている。収入増の原因は、模擬店の売上げ等の事業収入が増えたことが挙げられる。

続いて、支出の部であるが、予算書の支出400,000円に対して決算書では439,529円となっており、39,529円の支出増となっている。なお、当初予算では原材料費として原材料費として計上されていた防災啓発用品の費用が決算書では消耗品費で計上されている。支出増の主な原因だが、予算書では計上されていなかった会場を設営に係る飲料代である食糧費が決算書では11,667円で計上されていること、また、当初20,000円で計上されていた事務用品費である消耗品費が決算書では57,645円で計上されており、37,645円の増となっていることなどが挙げられる。一方で出演者への報償費が30,000円の減、ボン菓子業者に対する委託料が17,000円の減、綿菓子機のレンタル代である使用料及び賃借料が7,400円の減、案内状やチラシの印刷代である印刷製本費が8,522円の減となっているが、全体として支出増となっている。以上が決算書の主な内訳である。事務局で領収書等を確認した結果、収支ともに特に問題はないように思われる。

団体番号8 信太連合。だんじり祭りを通じて地域コミュニティの高揚と地域間交流及び世代間交流の促進を図ること、また、年々減少している地元の青年団に対してだんじり祭りをPRすることにより、伝統文化の継承をしていくことなどを目的としている。同団体より提出のあった事業報告書をもとに事業内容を確認したところ、10月の第二週目の土・日・月(祝)に地域コミュニティの促進及び地域商店の活性化を図るべく、だんじり曳行を実施しており、その際に地域の清掃や安全対策のための警備員の配置、ポスターなどによるPR活動を行っている。事業内容については、概ね事業計画どおりであり、特に問題はないように思われる。

続いて、収支決算について報告させていただく。収入の部であるが、予算書の収入3,200,000円に対し決算書では3,163,092円となっており、36,908円の収入減となっている。減収の主な原因についてだが、市民からの届出数が予定よりも少なかったことが挙げられる。

続いて、支出の部であるが、予算書の支出3,200,000円に対して決算書では3,163,092円となっており、36,908円の支出

減となっている。支出減となった主な原因であるが、予算書で80,000円計上されていた本部席の補修にかかる材料費である原材料が、決算書では計上されておらず、80,000円の減、警備委託等の委託料が328,250円の減となっており、事務用品や工具代である消耗品費が75,184円の増、清掃の際の飲料代である食料費が32,000円の増、ポスター作成費である印刷製本費が225,000円の増、予算書では計上されていなかった傷害保険料である役務費が決算書では11,200円で計上されていることなど一部増となっている費目もあるが、全体としては36,908円の減となっている。以上が決算書の内訳であるが、事務局で領収書等を確認した結果、収支ともに特に問題ないように思われる。

団体番号10 はつが野街づくり推進委員会。地域の活性化を図り住み良い街、心の通じ合う街づくり、お互いに助け合う共同意識の高い地域形成を目的としている。同団体より提出のあった事業報告書をもとに事業内容を確認したところ、10月28日に青葉はつが野小学校の運動場及び体育館にてアトラクション11演目、各自治会によるゲームブースなどの子どもと大人が共に楽しめるはつが野祭りを開催している。事業内容については、概ね事業計画どおりであり、特に問題はないように思われる。

続いて、収支決算について報告させていただく。収入の部であるが、予算書の収入900,000円に対し決算書では、1,035,802円となっており、135,802円の収入増となっている。収入増の原因について、周辺の事業所等からの協賛金を予算書では、50,000円で計上していたが、決算書では284,000円増の334,000円となっていることが挙げられる。

続いて、支出の部であるが、予算書の支出900,000円に対して決算書では1,035,802円となっており、135,802円の支出増となっている。支出増の主な原因であるが、対象外経費が増加していることが挙げられる。また、当初は対象経費として計上されていなかった各ゲームブースの費用が決算書では「その他」として362,573円で計上されているが、前回の判定会の際にブースにかかる費用が「その他」として認められたので、事務局としては問題ないように思う。以上が決算書の主な内訳である。事務局で領収書等を確認した結果、収支ともに特に問題はないように思う。

団体番号12 ミータスコア・グループ未来。市民にクラシック音楽の楽しさを味わっていただき、和泉市の文化芸術風土のさらなる醸成に貢献することを目的としている。同団体より提出のあった事業報告書をもとに事業内容を確認した結果、12月16日に弥生の風ホールにて一般市民を公

募し、結成した合唱団と共にコンサートを開催しており、事業内容については、特に問題はないものと思われる。

続いて、収支決算について報告させていただく。収入の部であるが、予算書の収入1,080,000円に対し決算書では、1,070,941円となっており、概ね同額となっている。

続いて、支出の部であるが、予算書の支出1,080,000円に対して決算書では1,070,941円となっており、概ね予算書どおりになっている。内訳については、外部講師等の交通費にあたる旅費が、決算書では12,000円の減、事務用品費にあたる消耗品費が9,198円の減、著作権料や振込手数料にあたる役務費が9,341円の減、ステージマネージャーや保育士等に対する委託料が7,000円の増など金額に若干変動はあったが、全体としては概ね予算書と同額となっている。なお、委託料として計上されているものに関して領収書を確認した結果、謝礼として支払われた分は、報償費で計上しなおし再度提出していただくよう、団体に伝える予定である。以上が決算書の主な内訳である。事務局で領収書等を確認した結果、収支ともに特に問題ないように思われる。

続いて、団体番号14 松尾連合地車連絡協議会。地域コミュニティの高揚と地域間交流及び世代間交流の促進並びに伝統文化の継承を目的としている。8月に清掃活動を行い、10月の第二週目にだんじり祭りを介した地域コミュニティの促進及び地域商店の活性化を図るべく、だんじり曳行を実施している。また、伝統文化の継承を図るべくポスターやカレンダーでPR活動も行っており、事業内容については、事業計画どおり実施しており、特に問題はないものと思われる。

続いて、収支決算書について報告させていただく。収入の部であるが、予算書の収入1,580,000円に対し決算書では、1,551,350円となっており、概ね予定どおりであったものと思われる。

続いて、支出の部であるが、予算書の支出1,580,000円に対し決算書では1,551,350円となっており、概ね予定どおりとなっている。内訳については予算書で対象経費として70,000円で計上されていた清掃活動にかかる飲料代である食料費が決算書では対象外経費で計上されているなど若干の変動はあったが、全体としては概ね予定どおりであったと思われる。以上、決算書について、事務局で領収書等を確認した結果、特に問題はないものと思われる。

続いて、団体番号17 信太の森芸能祭実行委員会。和泉に伝わる「葛の葉伝説」を歌舞伎を通して、郷土の芸能として全国に発信すると共に各地に伝わる葛の葉伝説ゆかりの地との交流や地元で活躍するグループの参加

により地域の文化運動としての役割を果たすことを目的としている。同団体より提出のあった事業報告書をもとに事業内容を確認した結果、4月に「信太の森歌舞伎一座・信太の森歌舞伎こども教室」の受講者を募集し、6月から毎週土曜日に練習を行い、11月11日に鶴山台南小学校体育館にて「葛の葉伝説」を歌舞伎で公演すると共に地元で活躍する太鼓や三味線、コーラスグループの発表を行っており、事業内容については、特に問題はないものと思われる。

続いて、収支決算書について報告させていただく。収入の部であるが、予算書の収入1,210,000円に対し決算書では、1,185,247円となっており、概ね予定どおりとなっている。

続いて、支出の部であるが、予算書の支出1,210,000円に対し決算書では1,185,247円となっており、概ね予定どおりとなっている。内訳については、講師謝礼にあたる報償費が決算書では111,000円減、レンタカーやかつらのレンタル代、会場使用料にあたる使用料及び賃借料が74,350円の減、講師の食事代や飲料代にあたる食糧費が33,063円の増、ポスターやチラシ、うちわの印刷代にあたる印刷製本費が71,181円の増となっているなど金額に若干変動があったが、概ね予定どおりとなっている。また、当初予算では計上されていなかった阿智村の子どもと歌舞伎こども教室の子どもとの交流会での軽食代を「その他」の費用として計上しているの、判定会にて判断して頂きたいと思う。以上、決算書について、事務局で領収書等を確認した結果、特に問題はないものと思われる。

以上が実績報告の提出があった6団体についての概略である。

(会長) それでは、審査に入りたいと思う。ただいま説明があった団体の報告書類等について確認していただき、質問、意見等あればお願いします。

(事務局) 決算書の団体番号の8、信太連合の対象経費の事務局認定額が1,004,604円となっているが、1,279,788円の誤りである。合計についても3,163,092円に。修正をお願いしたい。

(会長) 何か意見はあるか。

(笠井委員) 団体番号17番の信太の森芸能祭実行委員会で、軽食代の4,605円を支払っているが。

(事務局) 本来、食料費については外部講師等のみが対象経費となるが、今回、歌舞伎子ども教室の子どもも含んでいるということで、食料費には

該当しないので、「その他」として計上している。

(笠井委員) 過去にこういったケースはなかったということであるか。

(事務局) 和泉国際交流会 I C I が留学生を海外から招いてパーティをする際に簡単なオードブルを出すのが、こちらで「その他」で計上している。その際は判定会の方で対象経費として認めるという結論になっている。

(笠井委員) その際に認めた理由はどうか。オードブルは交流会には必要不可欠であると認めたかどうか。

(事務局) そうである。

(笠井委員) 事務局の方から判定をこちらに依頼してくるというのは、認める余地があるということか。ルール上駄目なものであるなら、最初から駄目だと思うが。

(事務局) この団体からの説明であるが、この団体の目的が葛の葉伝説を全国に発信するという事と次世代に引き継いで行くということが目的になっているので、子ども達が葛の葉伝説ゆかりの地の子ども達と交流をするということは必要不可欠なことなので、費用については対象経費としていただきたい、ということである。

(湯川委員) I C I X の場合は交流がメインであるが、信太の森はそれ以外の所で交流ができていく感じがあるので、これを認めてしまうと他の所で説明はつきにくいと思う。

(笠井委員) 人数は多くはなかったのか。

(事務局) だいたい30人くらいである。

(笠井委員) 単なる打ち上げではないという主張があれば。

(事務局) 団体の主張としては、招待者の食事代については、すべて対象外ということで認識しているが、子ども達に文化を伝えていくということと交流という青少年の育成的な視点を持っているので、この子どもの交流会については事業の一環ということで考えているので、これは認めていただきたいという意見である。

(会長) 要綱上のルールは分かっている、あえて分けて出しているということか。

(笠井委員) 金額の大きさというより事業目的に合っているかどうかと思うが、実行委員会が主張しているのも分かるように思う。来年度も出されるようであれば、事業の中に位置づけていただくのは大事なことだと思う。

(藤原委員) 決算に出てきているのであれば、目的と成果が結ばれればいかと。

(事務局) 事業報告書の中で子ども達の交流会を開くことで、目的である文化を発信していくということに繋がったということを成果として聞いている。

(会長) 次回からは最初から計上しておかないと、同じような議論になるので、他団体からこういう費用が出ているという声が出れば、きちんと説明していただいて、すべてが認められるわけではないということを確認しておきたいと思う。この分は認めるということによろしいか。

(異議なしの声)

(藤原委員) 信太連合では印刷製本費の中にポスター作成費が入っていて、松尾連合では、ティッシュ作成、カレンダー作成が入っている。ティッシュの中に印刷をして入れているということか。また、信太連合の食料費、 $200円 \times 70人 \times 8日 = 112,000円$ の説明をお願いしたい。

(事務局) だんじりをする上で、地域の方に理解していただくために地域の清掃を夏くらいからするというので、各町から70人くらい出てきていただいて地域清掃をするが、その際の飲料代である。

(藤原委員) 領収書はあるのか。

(事務局) ある。

(藤原委員) ティッシュの印刷とカレンダー印刷は消耗品費に入ると思う。印刷製本費と消耗品費のどちらに入れるのか決めた方がよいと思う。

(事務局)市のルールに合わせて、指導していきたいと思う。

(事務局)団体番号14 松尾連合の警備委託料であるが、上の6人は直接警備会社と契約しているが、下の三つについては、各町が警備会社と契約している方をパレードの時だけ借りているという形である。領収書としては、松尾連合から各町会あてに支払ったという形になっている。事務局としては、実際、各警備会社と各町が契約しているのかを担保するものとして各町と警備会社との契約書も添付資料として出していただく必要はあるかと思うが、どうか。

(藤原委員)連合体が負担するのは、それぞれの契約に基づいた金額を負担するようになっている。

(会長)もし何かあった時に契約内容を確認しておかなくても良いのか。警備員が事故に巻き込まれた時などに対応できるのか。

(事務局)保険の内容であるとか、事故の場合の賠償については、報告はされていない。

(藤原委員)警備責任は団体側にある。そこに支援をしている行政側に責任はあるのか。特に警備について164,000円の人数の確認も含めそこまでの責任を市が持たなければならないのか。

(事務局)補助事業になるので、団体で責任をもって事業を行っていただくということで考えている。

(事務局)だんじりの場合は必ず警察が入るので、警備を置いてほしいところや、青年団や連合の役員が立って警備するところなど、細かく協議された中で曳行されており、警備が不十分だと、曳行はできない。

(会長)各町会が警備会社と契約している契約書をこの場にまで出してもらうかどうかということであるが、ルール上は必要ないと思う。ただ、進んで出していただけなのであれば、出していただいた方が確認はしやすいと思う。どこのだんじりの団体でもこういう形になっているのか。

(事務局)基本的には連合と警備会社が直接契約をしている。松尾連合だけ各町会と契約している。

(藤原委員) 連合の警備の責任として、各町会と連合はそういう契約をしている。

(水谷委員) 委託料なので、委託者側と受託者側の関係の話だと思う。今回の構図は、委託者は松尾連合で受託者は町会である。契約書や覚書のやりとりは、問われると思う。

(藤原委員) 警備費として、連合が町会に補助金を出しているのであれば、補助金としてあげれば良いと思う。

(水谷委員) 補助金支的的なものは、項目にはない。

(事務局) 契約書があれば、出してもらうように事務局として指導していきたい。

(笠井委員) 簡単な文書でも取り交わしてもらえばいいと思う。

(事務局) 松尾連合の対象外経費の70,000円であるが、元々、予算計上されていたが、今回、対象外経費にさせていただいた。7町に清掃活動時の飲料代として連合から1万円ずつ渡したという領収書のため、目的からいうと対象内ではあるが、今回は対象外にした。

(会長) 信太連合は112,000円で直接払った領収書である。

(事務局) 松尾連合は、直接買った飲み物の単価×個数という領収ではない。町会に対して、飲み物代1万円という形で連合から費用を渡している。

(会長) 7万円は、水谷委員が述べたように補助的な意味合いがかなり強くなってくる。そうするとかなり難しいと思う。

(水谷委員) 実際はもっと使っていると思うが、明細がはっきりしないと、車代という考え方になる。車代でも課税されたりするような昨今であるから、実費ということでも詳細がないと組み入れるのは難しい。

(事務局) 松尾連合は7町会で構成されていて、全員合わせると350人くらいになる。連合だけで現物支給するのは難しいということで各町に飲料代として、1万円ずつ渡しているということである。

(会長) それでは、順番に確認したいと思う。

団体番号7の鶴山台一丁目お祭り実行委員会であるが、判定会として、何かあるか。

(異議なしの声)

(会長) 団体番号8の信太連合について、何かあるか。

(異議なしの声)

(会長) 団体番号10のはつが野街づくり推進委員会はいかがか。

(異議なしの声)

(会長) 団体番号12のミータスコア・グループ未来はいかがか。

(異議なしの声)

(会長) 団体番号14の松尾連合地車連絡協議会はいかがか。

(異議なしの声)

(会長) 団体番号17の信太の森芸能祭実行委員会はいかがか。

軽食代に関しては、目的と成果が出ているということで、認めるということに。

それでは、団体番号7、8、10、12、14、17番に関して実績報告を認めるということで、よろしいか。

(異議なしの声)

(会長) それでは、実績報告の判定を終了したいと思う。

事務局の方でこの決定を踏まえ、各団体に対し手続きを行っていただくようお願いする。

それでは、次第3、ちよいずのあり方の検討について、最初に事務局から説明を願う。

(事務局) 事務局よりちよいずのあり方について説明させていただく。

制度のあり方ということで、四点ほど挙げているが、今回改正等を行う

というものではない。改正する場合は、団体や市民の意見を聞く必要があると考えているので、本日は専門的な立場である委員の意見を聞き、今後の参考にしたいので、よろしく願います。

まず、一点目であるが、市民活動団体の基準についてである。市民活動団体の基準については、市民活動支援事業に関する要綱第2条の定義と第3条の支援対象団体の要件で定めている。第2条の定義では、市民活動団体とはということで、ボランティア活動団体を行う団体、特定非営利活動法人その他の非営利活動を行う団体であって、福祉、環境、文化、スポーツ、青少年の健全育成その他の社会貢献にかかる分野の活動を行っているものを定めている。

また、第3条では、支援対象団体の要件を定めている。

- (1) 市内に事務所を有し、主として市内において活動していること。
- (2) 規約、会則、定款や役員名簿等を有していること。
- (3) 団体を組織する構成員が5名以上であること。
- (4) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
- (5) 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (6) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。

ということで、6項目を定めている。現在は団体の普段の活動には、公益性がない場合、公益的な活動を行う時のみ市民活動団体に該当するものということで、取り扱っている。前回の判定会でも議論をしていただいたが、営業の一環ではないかというような誤解を招くような申請があった場合を含め、事務局としては今後新規団体等については、本日のような判定会に出席をお願いして、委員とのヒアリング等を行っていただいて、委員に支援対象団体とするかどうか判断していただいたらどうかということを案に挙げている。このことについて、意見をいただきたい。

二点目に判定会についてである。内容は、判定会の委員の構成についてである。現在、判定会は市の附属機関として条例で定めている。判定委員の構成員等について、審査委員会規則で市民活動に関する専門知識を有する者3名、税理士1名、市の職員1名と定めている。和泉市では、審議会規則というものを平成23年9月1日から施行しており、第5条で「審議会等を新たに設置し、又は、審議会等の委員を改選するに当たっては、次の各号のいずれかに該当する審議会等を除き、委員の一部を市民からの公募により選任しなければならない。」と規定されている。このことから、今後、判定会の委員に一般公募で、市民委員をいれるかどうかについて、検討する必要があると考えている。考え方として、二点挙げさせていただいている。一つは、当制度は多様な団体が参画できる制度であることからどの支援対象団体と全く関わりがない市民を公募選定するのが難しいこと。また、当制度は市民からの選択届出という形式であることから、18歳以

上の市民であれば、制度への参画の機会が補償されていることなどから、現状どおりとする案。もう一点は、規則等の改正を行い公募市民を入れるという案。この二つの案がある。このことについて、意見をいただきたい。

次に支援金の分配方法である。資料5として過去二年間実績を机上配布させていただいているが、支援金について、希望額に満たない団体がある一方、希望額を大幅に上回る団体がある。希望額を上回った額については、不要額として予算に戻している状態である。そこで、事務局の案として一つ目は、現在は、3団体まで選択できるようにしているが、今後は必ず、市民には2団体以上選択することを義務づける。二つ目として、選択届出方法を変更して、支援希望額が上回った団体の分は、希望額に満たなかった団体に按分する。又は、希望額を満たしている団体、満たしていない団体を問わず、すべての団体に按分する方法。三つ目として現況通り市民の選択届出を尊重し、届出件数に応じて、そのまま配分を行うという三つの案を示している。他の方法も含めて、このことについて、意見をいただきたいと考えているが、この三つの案について、集計事務であるとか、難しい面もあると思うが、今回の案については、あくまでも基本的な考え方ということで、事務的な対応については、踏まえているものではない。

四つ目として、対象経費の見直しについてである。現在、スタッフの人件費、アルバイトの賃金、団体のみでの打ち合わせ、練習、謝礼、スタッフのみでの練習の会場・ホール代、専門的知識のある内部スタッフを兼ねている場合の講師代について、対象外経費としている。25年度分から、一部対象経費については、見直しを行っているが、今後、この分についても、対象経費に認めていくかどうかということについても意見をいただきたい。内容については以上である。

(会長)ただいま事務局から説明があったように、1番から進めていく。他の課題に関連していれば、それも意見をいただきたい。一つ目の市民活動団体の基準についてということに関し、何かをまとめるということではないので、意見をお願いしたい。いかがか。

前回、ヨガ教室、健康体操の教室の方には、申請書を見直していただき、営利目的ではない、ということが分かるような形で書いていただいた。「道の駅」の方も再度内容を書き直していただいて、採点していただいた。あの時の議論の中では、現行どおりの考え方であるが、事業の内容自体に公益性があるかどうかというところで、判断したらどうかというように思う。

実際問題として、団体がどういう団体かというところで、営利目的の団体なのか、公益的な団体なのか、共益的な団体なのかということになれば、対象となる団体が非常に少なくなってしまうと思うので、団体が行う事業について判定をしていくというのが、一番良いかと個人的に思う。事

業の内容を確認するための手法など、面接以外に何かあれば、言っていたらと思いが。

(笠井委員)お祭りやだんじり以外の個別の事業に関しては、例えば、見方によっては営利と結びつくようであったり、介護であったりというものがあると思う。面接をしたからといって、すべてが把握できるわけではない。より詳しい事業活動内容をいただいたほうが、分かりやすいと思う。

(会長)何かを決めるというのではないので、意見を言っていたら思えば、なかなか面接だけでは見抜けないというものはある。

(水谷委員)今回の話だと、判断基準、要件は変えないで、運用の中で変えて行こうということなので、それは検討してもらえばいいと思う。活動対象になる団体の実績はとっていないのか。

実績があると団体の裏付けになるので、将来的な視点としては、考えてもいいと思う。事業の中を見ていこうということだったと思う。

計画を書くフォームが、事業が分かりにくいフォームになっている。目的や効果を書こうとしているが、実際の事業内容が分からない組み立てに計画書になっている。事業の中身が分かるフォームに変える方がいい。効果が、対象、実施期間、スケジュールがあるが、事業の中身に踏み込んでいないフォームになってない。事業の審査ができるようなものに重点を置いたフォームの形式に変えていくことで改善できると思う。

(湯川委員)面接では、そこまで分からないと思う。また、実績のない団体は不利になるので、和泉市としてどう考えるのかというところが問題だと思う。支援金の配分方法に関わってくると思うが、やはり既存の団体は強い。立ち上げ期の団体や地域を巻き込まずに勝負しているところもある。その辺りで配分方法に関わってくると思う。水谷委員が言うように事業計画書を変えてもらうというのは賛成である。分かりやすいように、判断できるようなものに変えていってほしい。

(会長)ちょいずの目的は市民活動をもっと盛んにするということなので、そこは外さないようにしないといけないと思う。育てていくという仕組みも作っていかないと。事業計画の書き方や団体の実績のPRの仕方とか、アイあいロビー等を経て、事前に書き方勉強会をしていただいてもっと勉強していただき、また、アピールできるような機会を提供するというのも一つの方法かと思う。今は市役所に書類を持ってきて、職員から指導を受けているので、そういう関係性ではなくてその団体を育てていく気持ちがあ

るということをアピールできるような関係性がいいと思う。

続いて、2番に進みたいと思う。判定会についてということで、公募の市民委員に入ってもらった方がいいかどうかということだが、和泉市審議会等の設置及び運営に関しての規則というのが、別紙で配られている。

(事務局)原則公募ということになっているが、例えば、個人情報扱う審議会であるとか、法令で役職が決まっている審議会であるとか、その他、特別な理由がある場合は公募市民を入れないという規則がある。

(会長)プロポーザルの審査委員をする時には一般の方は入らずに専門的な方達で審査する形になっている。プロポーザルと同じではないが、すべての市民の方を対象としているがゆえに、審査会のメンバーが評価される対象になってくるところもある。その影響を大きく見るのであれば、市民が全然入れないというようにと思うが。特に市民が入ることで、何かよくないことがあるという想定はしにくいと思う。自身がどこかの団体に所属されているような時に外れていただくということはあると思うが、他のところでも一般の市民が何人か入っていることは多いと思うがいかがか。

(笠井委員)指定管理とは違うのか。指定管理者の選考委員会には市民は入らないのか。

(事務局)指定管理者の選考委員会は、部局が分かれている。原則でいうと、入れていくということになると思うが。第5条の(3)委員に対し特に専門的な技能等を要求される審議会等。ちよいずついても(3)という捉え方もひとつある。これ以前に熱中市民サポート事業という補助金制度を市の方で行っていて、その時は公募で市民委員に入ってもらっていた。

その時の問題点として、熱中市民サポート事業を、受けられる団体と関わりのある方が公募された。その事を分からずに委員に選定されたということがあった。類似市も調べてみたが、市民委員を入れている市もあれば、入れていない市もある。

(会長)公募した場合、関心があるのはこちらに応募している団体と関わりのある方になると思う。

(藤原委員)ちよいづ事業では意見交換会をしたり、市民の意見を聞く場は確保している。

(事務局)審議会規則の中で一つは公募委員の選任という市民参画、もう

一つは会議の公開、会議録の公表というのが市のルールになっていて、審議会の開催日もホームページで出している。

(水谷委員) 仮に公募がなかったら、どうなるのか。

(事務局) 審議会規則の第5条によると、公募を実施しても応募者がなかった時、又は適任者がなかった時は公募によらず委員を選任することができるということなので、手が挙がらなかった場合、公募はなかったということになるか、再度募集をかけるかである。

(会長) 市民委員をいろんな会議に入れていくというのは、市民の方の意見をどんどん聞くというのが目的と思うが、ちょいずの場合、会議に市民に来ていただく以外にいろんな機会に市民に意見をいただけるような場を設けるなど、同じような目的を達成できるような方法があるのかと思う。今度のアイあいロビーの交流会でも市民の意見をいただけたと思う。

(湯川委員) 判定を市民の方にお任せするのは、責任が重い感じがする。

(会長) 私は、立場上非難を受けても説明ができるようにしているつもりでいるが、そこまで強さを持てなければ、公募された委員に辛い思いをさせてしまう可能性がある。また、事務局の方で検討いただけたらと思う。

それでは、3番の支援金の配分方法だが、支援希望額に満たない団体がある一方、支援希望額を大幅に上回る団体がある。ということだが、希望金額以上に票が集まって、無駄になってしまう票があるので、その方達のことをどういうふうに反映させるかということだと思うが、考え方1、2、3と記されている案を参考にして意見をいただきたい。

考え方1：2団体以上または3団体の選択届出を義務付ける。

考え方2：選択届出時に、支援希望額に満たない団体又はすべての団体に按分という選択肢を用意する。

考え方3：市民の選択届出額どおり配分する。(現行どおり)

(笠井委員) 考え方1だが、1団体しか選べないところに予備で2団体、3団体選ぶということであるか。

(事務局) 今は自由に1団体から3団体まで選べる。これは、必ず2団体以上選んでいただき1団体だけの選択は無効ということ。今は大半が1団体しか選んでいない。それを2団体にすることで、割振りはできると思う。

(会長) 2団体に入れる場合、支援金額が第1希望のところを超えると、第2希望に回してほしいという書き方にしてもらえないといけないのか。

(事務局) そうではなく、選択そのものを最初から二つ選ばないと無効であるということである。

(会長) そうすると、同じ団体を三つ選ぶのは良いのか。今はひとり当たりいくらということになっているが、今でいう満額は一つの団体ではいかないということか。

(事務局) 分散させるという考え方である。それでも無効になるところも可能性としてはある。

(笠井委員) 考え方2は、その無効の分を分けて配るということか。

(事務局) 支援希望額に満たなかった団体に回す、または、均等配分、すべての団体を支援するような選択を作る、という考え方である。

考え方には、支援希望額に満たない団体の配分というところが、集計する時に一旦、集計を締めてから再度積むという作業になるので、集計にかかるスケジュール等、まだできるかどうかという段階である。

(会長) 何票くらい、余っているか。

(事務局) 資料5で配らせていただいているが、不用額は23年度、1,785,612円、24年度は、2,669,045円である。団体数でいうと、24年度は満たした団体が12団体で、満たなかった団体は15団体である。

例えば、24年度では、9,231,996円が届出総額で、この時の27団体の支援希望額の総額は、8,600,000円程度であった。支援希望額に満たない団体へ配分するというシステムになれば、全団体が満額支援になるというような数字である。

(会長) それは何代か続くと、投票に行こうという気も無くなる。

(事務局) 投票する側も、投票する意味が無くなる。

(会長) 参加する団体に増えてもらうということも、解決方法の1つとしてあるのではないか。

(事務局) 継続的に実施することで、解消されていく部分はあると考える。制度の浸透と、団体自体も毎年参加していただくということで。過去2年間の各団体の支援額を見比べてみたが、徐々に上がっているので、継続することによって浸透しているというイメージはある。無効票が1,700人とあるが、住所が違う、生年月日が違う、どの団体も選んでいなかった、二重投票などで無効になっている。

(笠井委員) 住所が間違っているというのは、そのまま自動的に無効になるのか。

(事務局) 転居の可能性があるので、住民記録台帳を確認し、届出期間内の転居であれば、有効にしている。

(会長) 票が少ない団体に対してサポートをしていくか、自動的に支援金が出るようにするか、検討いただけたらと思う。市の予算は、どのようにとっているのか。

(事務局) 市の予算としては、10月に団体から申請があった分の総額を予算として計上している。

(会長) 不用額を使って、事業を盛り上げるイベントをすとか、新規の団体を作るような活動をするとか、新規団体に対し書類の書き方の講習会をするなど、投票していただいた方の意思を有効に活用していただければと思う。

(事務局) 去年、まちづくりフォーラムにおいて、ちょいずの団体PRの場を設けたが、3団体しか参加がなかった。

(会長) また、いい案をご検討いただきたい。

最後、対象経費の見直しについてということだが、現行不可のものについて、見直し又は再確認を行うにあたり、こちらに書いてあることが、認めてほしいという要望が多いのか。

(事務局) スタッフの人件費については、必要経費として認めてほしいという話はあった。市の他課が所管する市民団体を対象とした助成事業でスタッフ人件費というのは、ほとんどが対象外となっている。ちょいず事業開始にあたっては、他の助成制度とのバランスも考慮した。

(会長) 要綱で定められている、対象となる経費の中に入れるかどうかという議論であるのか。

(事務局) 今は報償費という形はあるが、人件費そのものは、対象外としている。

(会長) これが不可になっているから、事業の目的を達することができなかつたとか、困難な状況にあるということがあれば、考え直していく必要があると思うが、特にそういうことがなければ、現行のままで良いと思う。これを可能にすることで新しい団体が申請してきたり、新しい取組みが進むのであれば、聞かせていただきたい。

(事務局) 新規参入の可能性はあると思う。NPO法人と話をする中で、何か支援策はないか、という話になった時にちよいず制度を紹介するが、NPO法人で何か事業する時に、人件費の割合が高いとこの制度ではメリットがないということになる。人件費というところが、ひとつの分かれ目になっていると思う。ただし、ちよいず制度の場合、地縁系団体が地域のイベント等を開催しているケースもあることから、本来的に人件費等が発生しない事業も多く含んでいる。ひとつの枠の中での制度運用なので、このへんの住み分けというのがきちんとできるのかどうかと事務局では考えている。

(湯川委員) 傾向として、だんだんイベント費用のためのちよいず事業になっているような印象がある。市民が何かを育てるとか、新しい団体を生み出すといった視点で考えると、人件費も今後入れていくことになると思う。イベントでこういった費用に使われると判断がややこしくなるので、そのへんは整理をして、イベントの為のちよいずではなく、市民の生活がよくなるためのちよいずになるように、整理をしないといけないと思う。

(水谷委員) 今、述べていただいた通りだと思う。NPOの立場からすると、人件費が駄目、講師代が駄目となると、結局、啓発的なイベントしか提案できなくなる。相談事業であるとか、何か専門知識を提供する学習機会のようなものや、地球保護ではないが、そういった類の活動で人が動いて専門性を確保する費用、人件費などが必要になってくるが、そういった活動は和泉市にはないように見える。社会課題の解決というようなところで出てきているものは、残念ながらない。人件費のすべてを可にするのではなくて、何か条件をつけるとか、制約要件を課すことで、査定にいれて

もいいかと思う。

(会長)現在の報償の講師謝礼は、外部から指導や話に来てもらうときのことである。市の中で、例えば、ホームレスの方に支援をしたいとなった時、調査をしたいとなった場合、調査員は人件費としては出ないのか。

(事務局)スタッフの場合は出ないということになる。

(会長)継続的なある程度の能力をもった方を支えていく人件費というのは、やりにくいのは事実である。常に職を持っていて、何かの活動をしているという方達ばかりということでもない。悪い面で言えば、ちよいず制度を使ってスタッフの人件費を賄おうとする団体も出てくる可能性もあり、人件費を外している理由でもある。

(水谷委員)例えば、人件費的なものがかなり大半を占める事業が提案されてきたとしても、半分は自分達で最低限調達しないと成立しない事業ということは、自分達でお金を集めるということはあるので、実績的なものがないと、正直判定する側としては怖いと思う。

(会長)スタッフ人件費も含め、練習やホール代について、申請を出している団体はあるのか。

(笠井委員)そこまでの事業と捉えて事前に出してもらえば可になるのか。

(事務局)練習の場合、例えば市民がイベントに参加してもらう場合は可になるが、団体のみでの練習の場合、不可と判断している。団体だけの打ち合わせであっても事業するにあたっては、必要不可欠の行為であるから、認めてほしいという意見はある。

(会長)最後にまとめとして、何か意見はあるか。

(事務局)イベント系の事業については、事業の立ち上げ期が終了すると各分野の補助金が得られにくい。結果として、このちよいず事業に移行してくるということが多い。

(会長)単発的なイベント系の事業と継続的な活動の事業と、枠を2つ作って、人件費を可にするというのも、可能性としてはありと思う。イベントをしている方々で、何か始めようと次の展開になるのが理想的である。

こちらから提案することもこれからあると思う。

以上、意見が出たので、事務局で意見をまとめていただけたらと思う。

最後、その他、事務連絡について事務局からお願いしたい。

(事務局)今後の予定についてである。2月1日からの選択届出にあたり、より多くの市民の方にこの制度を知っていただくため、市内4駅での啓発チラシ配布を団体の協力のもと行う。団体も多数応じていただいている。団体の方には、チラシ以外に自身の団体のPRのチラシを配布していただいて、投票の呼び掛けを行う予定である。また、アイあいロビーの協力を得て、2月6日に「ちょいずで実現あなたの想い」という市民向けの団体PR会を行う。参加団体を募集した結果、11団体から応募があった。

次に、判定会の開催予定であるが、次回第5回は、各団体からの実績報告の審査として、3月19日(火)午前9時から午前11時、この場所で開催したいと思う。来年度のことになるが、平成25年度の第1回判定会では、2月の市民からの選択届出結果によっては、団体から変更交付申請が出される可能性があるため、その審査を4月16日(火)午後1時から午後4時30分で開催させていただきたいと考えている。

以上である。

(会長)2月6日のアイあいロビーでの開催は、建物の中ですか。

(事務局)はい。そうである。

制度の検討についてであるが、次回以降の判定会でこの続きをさせていただいて、改正をする場合は来年の9月くらいに改正をして、平成26年度の団体募集より適用できるようにさせていただく。

(会長)4月16日の意見交換会は、いろんな団体が参加するのか。自由な意見交換会なのか。

(事務局)そうである。参加人数が多い場合は、四つくらいのテーブルで分ける。テーマを設け、それについて各グループで話し合っていたいただいた内容を発表していくという形式を考えている。

(会長)はい。それでは、第24回判定会を終了する。

以上